

(参考) 指定済の重点エリア

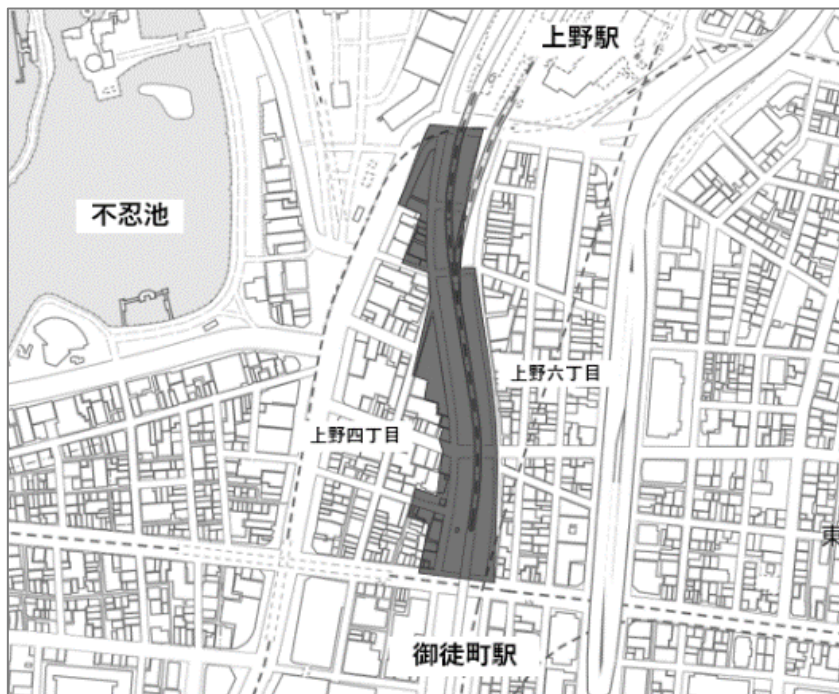
都は、地域一体となって、観光資源を面的な維持保全を行うエリアを、「重点エリア」として、以下の2地域を指定しています。

重点エリア計画書に沿って観光資源の保全に必要な取組を実施する場合は、本事業における補助率や上限額が拡充されます。

【令和6年度指定】

台東区上野四丁目地内
および六丁目地内
(地図の着色部分)

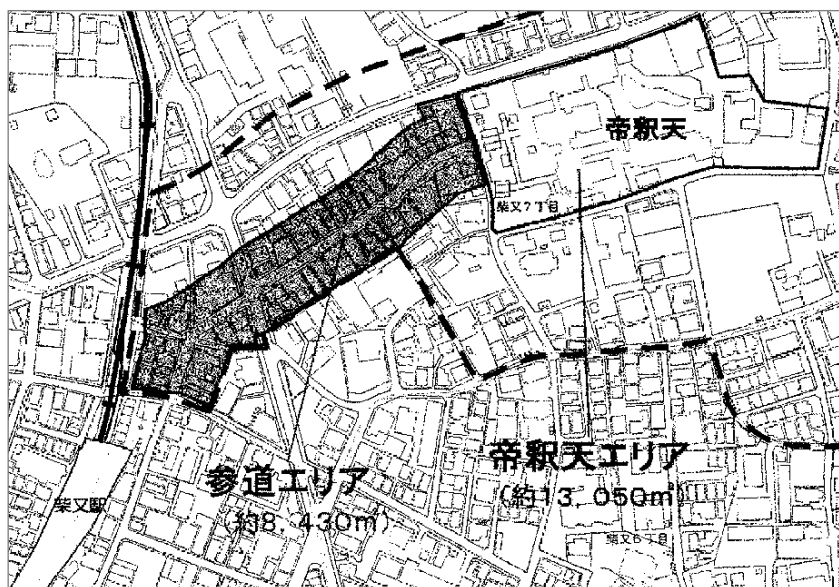
申請者：一般社団法人
上野観光連盟



【令和5年度指定】

葛飾区柴又七丁目地内
(地図の着色部分)

申請者：特定非営利活動法人
柴又まちなみ協議会



出典：地理院地図Vector（国土地理院）を加工して作成

<重点エリアに関するお問い合わせ先>

重点エリアの指定範囲や計画書の内容の詳細等は以下にお問い合わせください。

産業労働局 観光部 受入環境課 情報広報担当

電話番号：03-5000-7328

※土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く 9時から17時まで